

令和8年度の 介護保険料 が確定しました

介護保険料の納付方法は、
年金からの天引き（特別徴収）です。

各年金支給月に天引きする介護保険料の金額をお知らせします。
算定方法は、裏面を御覧ください。



介護保険料について

介護保険は、誰もが安心して介護サービスを受けられるようにするための大切な制度です。65歳以上の人（第1号被保険者）と40歳～64歳の人（第2号被保険者）が納める保険料及び国・県・市などの公費を財源として運営されており、社会全体で介護の負担を支えています。

介護サービスの利用者負担 （原則として費用の1割）	介護保険からの給付費（9割）		
	65歳以上の 方の保険料 23%	40～64歳の方の 保険料 27%	国・県・市などからの公費負担 50%
介護サービス費用全体			

皆様に納めていただく介護保険料は、制度運営の大切な財源です。保険料の納付に御理解と御協力をお願いいたします。

納付方法

保険料の納付方法は年金からの天引き（特別徴収）です。年金支給の際に、通知書に記載されている保険料額が年金から差し引かれます。

介護保険料は、65歳到達後（又は村上市へ転入後）、半年から1年程度は納付書又は口座振替（普通徴収）で納めますが、**年額18万円以上の年金を受給している人は、自動的に年金からの天引きでの納付に切り替わります。**

年金からの天引きが優先されるため、納付書又は口座振替での納付に変えることはできません。

保険料の減免 ・ 納付相談

災害等により保険料の納付が困難となった場合は、申請により減免を受けられる場合があります。

減免に該当しない場合でも、市役所税務課では納税相談をいつでも受け付けていますので、保険料の納付が困難になったときは、お気軽にお問い合わせください。

御不明な点は、税務課市民税室又は各支所地域振興課市民生活室へお問い合わせください。

村上市 税務課 市民税室 保険税担当 ☎0254-75-8949(直通)

荒川支所 ☎0254-62-3103 (直通)

神林支所 ☎0254-66-6112 (直通)

朝日支所 ☎0254-72-6885 (直通)

山北支所 ☎0254-77-3112 (直通)

令和8年度の介護保険料の算定方法

65歳以上の方の介護保険料は、本人や世帯員の市民税の課税状況、本人の所得や公的年金収入に応じ、市町村の介護保険料所得段階表に照らし合わせて決められます。
村上市の今年度の介護保険料所得段階表は、以下のとおりです。

段階	段階の説明			年間保険料額	
第 1 段階	・生活保護被保護者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税 ・本人及び世帯全員が市民税非課税かつ本人の前年の「課税年金収入額」＋「合計所得金額（公的年金等の雑所得は除く）」が82万6,500円以下			20,520円(基準額×0.285)	
第 2 段階	本人が市民税非課税	世帯非市民税	本人の前年の「課税年金収入額」＋ 「合計所得金額（公的年金等の雑所得は除く）」	82万6,500円を超え120万円以下	34,920円(基準額×0.485)
第 3 段階				120万円超	49,320円(基準額×0.685)
第 4 段階		課税世帯市民税		82万6,500円以下	64,800円(基準額×0.90)
第 5 段階				82万6,500円超	72,000円(基準額)
第 6 段階	本人が市民税課税		本人の前年の合計所得金額	120万円未満	86,400円(基準額×1.2)
第 7 段階				120万円以上210万円未満	93,600円(基準額×1.3)
第 8 段階				210万円以上320万円未満	108,000円(基準額×1.5)
第 9 段階				320万円以上420万円未満	122,400円(基準額×1.7)
第 1 0 段階				420万円以上520万円未満	136,800円(基準額×1.9)
第 1 1 段階				520万円以上620万円未満	151,200円(基準額×2.1)
第 1 2 段階				620万円以上720万円未満	165,600円(基準額×2.3)
第 1 3 段階				720万円以上	172,800円(基準額×2.4)

◎通知書内の【保険料段階】に、該当する所得段階を記載しています。

- ・「合計所得金額」とは、令和7年中の所得の合計で、扶養控除などの所得控除、損失の繰越控除を差し引く前の金額です。ただし介護保険料の算定においては、土地・建物の長期・短期譲渡所得にかかる特別控除額を差し引いた後の金額を指します。
- ・「課税年金収入額」とは、国民年金などの市民税課税対象となる公的年金収入額の合計です。遺族年金や障害年金などの非課税年金は含みません。
- ・「世帯」とは、令和8年4月1日時点の世帯状況を基準としています。年度途中で65歳になる人、市外から村上市に転入した人は、その時点の世帯状況を基準とします。

- ・令和8年度保険料においては、標準段階を判定する際に、**令和7年度見直し※**の影響により標準段階が変わる可能性がある第1号被保険者については、令和7年度見直し前と同様の判定となるよう、保険料率の算定に関する合計所得の額の算定方法の特例並びに保険料率の算定に関する市町村民税世帯非課税者及び市町村民税が課されていない者の基準の特例を設けています。

※令和7年度見直し

令和7年度税制改正において、物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応するとの観点から、給与所得控除について最低保障額を55万円から65万円に10万円引き上げる見直し

◎「仮徴収額」と「本徴収額」について

介護保険料の特別徴収は、4月・6月・8月に「仮徴収」を行い、確定した年間保険料額から仮徴収した金額を差し引いた残りを、10月・12月・2月に「本徴収」として納めていただきます。仮徴収額は原則として令和8年2月の特別徴収額と同額となりますが、保険料改定や所得変動などで仮徴収額と本徴収額の差が大きくなる場合があります。そこで、仮徴収額と本徴収額に偏りがある方は、8月の特別徴収額を変更し、8月・10月・12月・2月の特別徴収額ができるだけ均等になるよう、平準化を図りました。

また、原則として、今年度2月の特別徴収額が、翌年度4月・6月・8月の仮徴収額となります。

◎ 年金からの徴収が8月で終わる方について

10月以降の徴収が無い方(8月で終わりの方)は、仮徴収として、8月の年金から6月の年金天引き額と同額を天引きさせていただきます。決定額との差額は、後日還付させていただくこととなり、還付については、改めてお知らせします。